

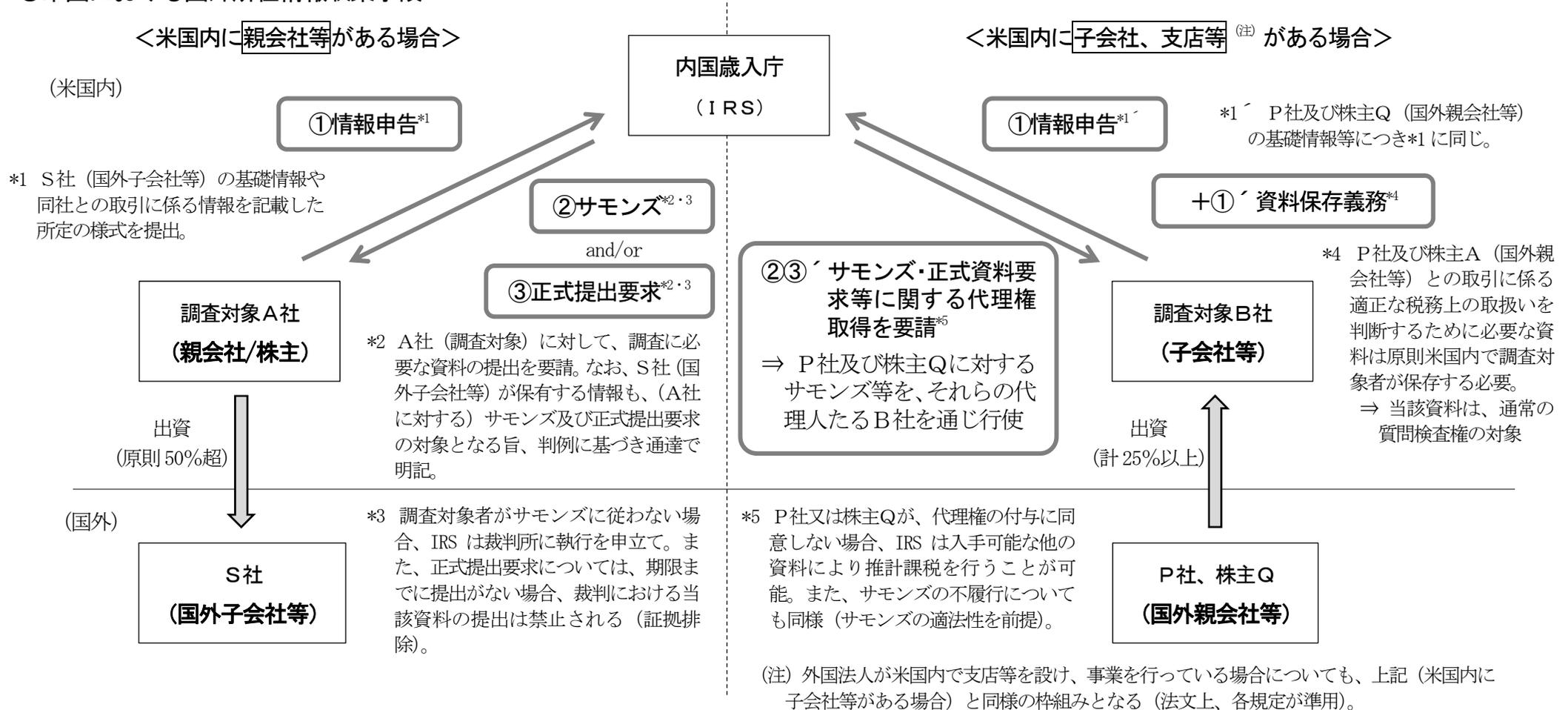
自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

- 2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が米国で成立（2013年1月施行）。
 - 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。
 - 2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミット。
 - 2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）」を策定。同年7月には、共通報告基準の統一的適用を確保するための実施細目（コメントリー）等を含めて完成、公表。
 - 2014年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議は、最終決定された共通報告基準を承認。また、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することにコミット。
 - 我が国は、平成27年度税制改正により、金融機関による非居住者に係る口座情報の報告制度を整備。2017年から金融機関による手続を開始し、2018年から税務当局間での年一回の情報交換を開始。
- ※ 今後、各国の法制・執行が国際基準に準拠しているか、相互審査が実施される予定。

諸外国における国外所在情報を収集する制度について

- 国外に所在する情報については、国際法上の執行管轄権の限界等から適時の情報入手が難しいという課題がある。
- こうした課題を踏まえ、例えば、
 - ・ 米国では、①国外関連情報の申告及び資料保存義務、②国外子会社等が保有する資料に係るサモンズ、③国外所在資料の正式提出要求等の仕組みを設けている。(下記参照)
 - ・ ドイツでは、税務調査に対する納税者の一般的な協力義務に加え、国外取引等に関する事実関係の証明に関する義務を法令で規定している。(次頁参照)

○米国における国外所在情報収集手段



○ドイツにおける国外取引に係る事実関係の証明義務<ドイツ租税通則法(A0)90条2項>

英文（ドイツ政府公表）	仮訳
<p>(1) Participants shall be obliged to cooperate with the authorities in establishing the facts of the case. They shall discharge this obligation in particular by the full and truthful disclosure of the facts relevant for taxation and by indicating any evidence known to them. The extent of this obligation shall be determined by the circumstances of the individual case.</p> <p>(2) Where circumstances relating to transactions effected outside the territory of application of this Code are to be established and subjected to the provisions of tax law, the participants shall clarify these circumstances and procure the necessary evidence. In doing so, they shall exhaust all legal and practical means available to them. Where there are objectively recognisable indications to assume that the taxpayer has business relations with financial institutions in a state or territory with which there is no agreement to provide information in accordance with Article 26 of the OECD Model Tax Convention on Income and on Capital in the version of 2005, or the state or the territory does not provide information to a comparable extent or is not willing to engage in a corresponding provision of information, the taxpayer shall at the revenue authority's request make a sworn statement affirming the correctness and completeness of the details provided by him and authorise the revenue authority to assert on his behalf, both in and out of court, the possible entitlement to information against the credit institutions named by the revenue authority; the sworn statement may not be compelled pursuant to section 328. A participant may not plead inability to clarify circumstances or to submit evidence when he, depending on the case, could, in structuring his circumstances, have afforded himself or have himself given the opportunity to do so.</p>	<p>(1 項) <u>納税者等は、事実の立証につき、課税当局に協力する義務を負う。納税者等はこの義務を果たすためには、把握する全ての証拠を提示し、課税に関連する事実について完全かつ信頼に足る開示をする必要がある。具体的な義務の範囲については個々の事案の状況に応じて定まるものである。</u></p> <p>(2 項) <u>本法の適用領域外で行われた取引等について、ドイツ税法の規定の対象となる場合、納税者等はこれらの取引の内容を明確にし、必要な証拠を入手しなければならない。その際には、納税者等は、法律上あるいは事実上取りうる全ての手段を使わなければならない。</u></p> <p>また、納税者等が OECD モデル租税条約第 26 条に則した情報交換の実施の合意していない国又は地域の金融機関と取引関係があることを示す客観的証拠がある場合又は、当該国又は地域が検証可能な情報を提供しないあるいは、提供しようとしていない場合、納税者等は税務当局の要求に応じ、情報の正確性および完全性を確認する宣誓書を作成し、そして裁判所の内外で、信用機関に対する情報の提供を求める代理権を税務当局に与えなければならない。ただし、本宣誓書の作成義務の不履行については、328 条以下（課徴金等の行政罰）の対象とはならない。</p> <p>納税者等は、当該取引を明確にするために情報を入手する権利を有する場合あるいは、権利を与えられる機会があったと認められる場合には、証拠を提出することができないと主張することはできない。</p>

更正・決定の除斥期間、更正の請求期間

- 税務署長は、申告内容が調査と異なる場合には「更正」、申告書の提出がなかった場合には「決定」を行う。
- 申告書を提出した納税者は、計算誤り等により、①税額が過大であるとき、②純損失等の金額が過少であるとき、③還付金の額が過少であるときは、「更正の請求」ができる。

		内容	期間※特段の記述がない場合は「法定申告期限」から
更正・決定の除斥期間	原則	通常の更正・決定	5年 ^(注2) 贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年^(注3)
		・脱税の場合の更正・決定 ・国外転出時特例の対象となる場合 ^(注1) の更正・決定	7年
		法人税に係る純損失等の金額についての更正	10年 ^(注2)
	特例	裁決・判決等に伴う更正・決定	裁決・判決等があった日から6月
		経済的成果の消失等に伴う更正	理由が生じた日から3年
		災害による期限延長等の場合の更正の請求に係る更正	更正の請求があった日から6月
更正の請求期間	原則	通常の更正の請求	5年 贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年^(注3)
		法人税に係る純損失等の金額についての更正の請求	10年
	特例	後発的事由に基づく更正の請求 ^(注4) ・課税標準等の計算の基礎となった事実に関する訴えについて、判決等により、その事実が異なることが確定したとき 等	事由が生じた日の翌日から2月

(注1) 国外転出時までには納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合など一定の場合には、除斥期間は5年間となる。

(注2) 左記の更正の除斥期間終了間際になされた更正の請求に係る更正は更正の請求があった日から6月間行うことができる。

(注3) 移転価格税制に係る法人税等に関して、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び令和3年分以後の所得税については、7年となる（令和元年度（平成31年度）改正）。

(注4) 国税通則法その他、各税法の規定による特例あり。

加算税の概要

○ 加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減									
			要件	不適用・軽減割合								
過少申告加算税 <small>(注3)</small>	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% [期限内申告税額と50万円の いずれか多い金額を超える部分(※)] 15%	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合(注2) 	不適用								
無申告加算税 <small>(注3)</small>	①期限後申告・決定があった場合	15% <small>(注1)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合 	不適用								
	②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	[50万円超の部分] 20% <small>(注1)</small>	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合(注2)	5%								
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合(注4)	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合 	不適用								
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%								
重加算税	仮装・隠蔽があった場合	[過少申告加算税・不納付加算税 に代えて] 35% <small>(注1)</small> [無申告加算税に代えて] 40% <small>(注1)</small>	(※の例) 修正申告により 納付すべき税額 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">申告納税額 250万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="font-size: 2em;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="font-size: 2em;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期限内申告 100万円</td> <td></td> </tr> </table> 15% 10%	申告納税額 250万円		50万円	}	100万円	}	期限内申告 100万円		
申告納税額 250万円												
50万円	}											
100万円	}											
期限内申告 100万円												

(注1) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算

(注2) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)

(注3) 財産債務調書・国外財産調書に記載がある部分については、過少(無)申告加算税を5%軽減(所得税・相続税)、これらの調書の不提出・記載不備に係る部分については5%加重(所得税)

(注4) 「源泉徴収等による国税」とは、源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る国際観光旅客税をいう。

延滞税・利子税・還付加算金について

○ 最近の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税・利子税・還付加算金の水準について見直しを実施（平成25年度改正：平成26年1月1日以後の期間について適用）。

	内 容	本 則	特 例【現行】		
			平成31年分 (令和元年分) 〔特例基準割合:1.6% (※1)〕	平成30年分 〔特例基準割合:1.6% (※1)〕	特例【改正前】 (平成25年分) (※2)
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	特例基準割合 + 7.3% (※1) (早期納付を促す)	8.9%	(14.6%) <本則>
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	特例基準割合 + 1% (※1) (早期納付を促す)	2.6%	4.3% <公定歩合+4% >
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 〔災害・病気等の場合には、全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)	特例基準割合 (※1)	1.6%	4.3% <同上 >
利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	特例基準割合 (※1)	1.6%	4.3% <同上 >
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	特例基準割合 (※1)	1.6%	4.3% <同上 >

※1 「特例基準割合」は、「貸出約定平均金利+1%」である。

なお、「貸出約定平均金利」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均による。

※2 改正前の特例では、各年の延滞税等の7.3%の割合は、「公定歩合+4%」に軽減されていた。